

令和 8 年 9 月 3 日
総務企画常任委員会
総務部危機管理課

青森市消防団員等公務災害補償条例（平成十七年条例第二百二十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
第一条～第二十条 （略） （葬祭補償） 第二十一条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <u>三十三万円</u> に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	第一条～第二十条 （略） （葬祭補償） 第二十一条 団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、 <u>三十一万五千元</u> に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。
第二十二条～第三十四条 （略）	第二十二条～第三十四条 （略）